【表紙】

【提出書類】	変更報告書No.6
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士　町田　行人 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号 富国生命ビル
【報告義務発生日】	2026年11月9日
【提出日】	2026年11月16日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上減少したこと、単体の株券等保有割合が1%以上減少したこと、担保契約等重要な契約に関する変更

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	窪田製薬ホールディングス株式会社
証券コード	4596
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所グロース

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	窪田　良
住所又は本店所在地	東京都港区三田
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	1966年10月18日
職業	会社役員
勤務先名称	窪田製薬ホールディングス株式会社
勤務先住所	東京都港区南青山一丁目15番37号

③【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区内幸町2-2-2　富国生命ビル 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士　長谷川　俊樹
電話番号	03（5501）2111

（２）【保有目的】

発行者の創業者であるとともに会長、社長兼最高経営責任者であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しております。

（３）【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	42,714,954			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A 30,849,300	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V 73,564,254	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB			73,564,254
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC）				30,849,300

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年11月9日現在）	AD	162,144,288
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE	30,849,300
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合（%） （AB/（AD+AE-AF）×100）		38.12

直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	41.41

（注）発行済株式等総数は、前回の報告書提出時以降、2025年12月22日付で発行者によりEVO FUNDへ発行された新株予約権の行使及び2026年5月8日付の譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行等により増加し、上記のとおり162,144,288株となっております。

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2026年11月9日	新株予約権	20,000,000	10.36	市場外	取得	新株予約権1個当たり1円（第三者割当による取得）（新株予約権1個につき目的となる株式数100株）

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

窪田良氏、窪田アセットマネージメント株式会社及び発行者との間で締結した2025年12月22日付総数引受契約において、当該総数引受契約に基づき窪田良氏及び窪田アセットマネージメント株式会社が引き受けた45,000,000株(以下「本件株式」という。)について次のとおり定められている。
①窪田良氏及び窪田アセットマネージメント株式会社は、2025年12月23日から2030年12月22日までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）において、本件株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない旨
②窪田良氏が本譲渡制限期間の満了する前に発行者の代表取締役の地位から退任又は退職した場合には、同氏の死亡、障碍等の発行者の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、発行会社は、窪田良氏に対して本件割当株式の全部を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点又は当該通知の到達した時点以後に到来する取締役会の決議で定めた日若しくは時点をもって、本件株式の全部を無償で取得する旨

窪田良氏は、その保有する発行者普通株式の一部について、EVO FUNDとの間で2025年12月22日付貸株条件通知書により定められた次の内容でEVO FUNDへの貸株を行う。
契約期間：2025年12月22日（貸付約定日）～2027年12月30日(最終返済日)、貸借株数：3,400,000株
窪田良氏及び発行者との間で締結した2026年5月7日付譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）において、2026年4月24日開催の発行者の取締役会の決議に基づき、窪田良氏が金銭報酬債権167,040,000円を現物出資することにより2026年5月8日付で割当てを受けた発行者普通株式1,740,000株（以下「本割当株式」という。）について次のとおり定められている。
①窪田良氏は、本割当株式の交付日から発行者又は発行者の子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位も喪失する日までの間（以下「RS譲渡制限期間」という。）、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない旨
②発行者は、窪田良氏が本割当株式の交付日から最初に到来する発行者の定時株主総会の開催日までの期間中、継続して発行者又は発行者の子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、RS譲渡制限期間が満了した時点（窪田良氏が死亡により退任した場合は当該退任の直後の時点）をもって、本割当株式の全部について譲渡制限を解除する旨
③発行者は、(i)RS譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式については当該時点の直後の時点をもって、(ii)RS譲渡制限期間の満了日までに、窪田良氏が禁錮以上の刑に処せられた場合、窪田良氏について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合、窪田良氏が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けた場合、窪田良氏が発行者の書面による事前の承諾なく発行者の事業と競業する業務に従事し若しくは競合する法人その他の団体の役職員に就任した場合、又は窪田良氏が法令、発行者の内部規程若しくは本割当契約に重要な点で違反した場合には本割当株式の全部を、それぞれ無償で取得する旨
④上記②の期間が経過する前に、窪田良氏が発行者又は発行者の子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合（退任と同時にこれらのいずれかの地位に就任又は再任する場合及び死亡による退任の場合を除く。）には、発行者は、本割当株式の全部を無償で取得することができる旨
⑤RS譲渡制限期間中に、発行者が消滅会社となる合併、発行者が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転その他の組織再編等の効力が生じる場合には、その効力発生日の前営業日をもって、在籍期間に応じて合理的に算定された数の本割当株式について譲渡制限を解除し、当該解除の直後の時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、発行者が当然に無償で取得する旨
窪田良氏は、発行者との間で2026年11月9日付で締結した第42回新株予約権に係る総数引受契約に基づき、2026年11月9日付で第42回新株予約権200,000個（目的となる株式数20,000,000株）を取得した。当該総数引受契約において、第42回新株予約権の譲渡には発行者の取締役会の事前承認を要する旨が定められている。
また、第42回新株予約権の発行要項において、発行者は、2031年11月10日に、第42回新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、残存する第42回新株予約権の全部を取得する旨が定められている。

（7）【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	215,377
借入金額計（AH）（千円）	
その他金額計（AI）（千円）	167,040

上記（AI）の内訳	平成28年12月1日　米国法上の三角合併の対価としての交付により普通株式10,250,654株を取得 令和元年9月27日　新株予約権3,470個（347,000株）を無償取得 令和2年10月9日　新株予約権2,005個（200,500株）を無償取得 令和4年11月24日　新株予約権4,010個（401,000株）を無償取得 令和5年11月30日　新株予約権2,000個（200,000株）を無償取得 令和6年6月28日　相続により普通株式10,000株を取得 令和6年11月29日　新株予約権2,000個（200,000株）を無償取得 令和7年6月27日　新株予約権35,758個（3,575,800株）を無償取得 令和7年7月31日　新株予約権59,250個（5,925,000株）を無償取得 令和8年5月8日　譲渡制限付株式報酬として、金銭報酬債権167,040,000円の現物出資により普通株式1,740,000株を取得
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	382,417

②【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

③【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

2【提出者（大量保有者）／2】

（1）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	窪田アセットマネージメント株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区三田一丁目11番43号-601号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2025年11月4日
代表者氏名	窪田　良
代表者役職	代表取締役
事業内容	資産運用業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区内幸町2-2-2　富国生命ビル 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士　長谷川　俊樹
電話番号	03（5501）2111

（2）【保有目的】

提出者の株主は、発行者の創業者であるとともに会長、社長兼最高経営責任者であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しております。

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

（4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	14,285,700			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V 14,285,700	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB			14,285,700
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC）				

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年11月9日現在）	AD	162,144,288
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE	30,849,300
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合（%） （AB/（AD+AE-AF）×100）		7.40
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		12.38

（注）発行済株式等総数は、前回の報告書提出時以降、2025年12月22日付で発行者によりEVO FUNDへ発行された新株予約権の行使及び2026年5月8日付の譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行等により増加し、上記のとおり162,144,288株となっております。

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

窪田良氏、窪田アセットマネージメント株式会社及び発行者との間で締結した2025年12月22日付総数引受契約において、当該総数引受契約に基づき窪田良氏及び窪田アセットマネージメント株式会社が引き受けた45,000,000株(以下「本件株式」という。)について次のとおり定められている。
①窪田良氏及び窪田アセットマネージメント株式会社は、2025年12月23日から2030年12月22日までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）において、本件株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない旨
②窪田良氏が本譲渡制限期間の満了する前に発行者の代表取締役の地位から退任又は退職した場合には、同氏の死亡、障碍等の発行者の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、発行会社は、窪田アセットマネージメント株式会社に対して本件割当株式の全部を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点又は当該通知の到達した時点以後に到来する取締役会の決議で定めた日若しくは時点をもって、本件株式の全部を無償で取得する旨

（７）【保有株券等の取得資金】
①【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）		99,999
借入金額計（AH）（千円）		
その他金額計（AI）（千円）		
上記（AI）の内訳		
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）		99,999

②【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

③【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第３【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第４【提出者及び共同保有者に関する総括表】

１【提出者及び共同保有者】

（１）　窪田　良

（２）　窪田アセットマネージメント株式会社

２【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

（１）【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	57,000,654			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A 30,849,300	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V 87,849,954	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB			87,849,954
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC）				30,849,300

（２）【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年11月9日現在）	AD	**162,144,288**
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE	**30,849,300**
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合（%） （AB/（AD+AE-AF）×100）		**45.52**
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		**52.66**

（注）発行済株式等総数は、前回の報告書提出時以降、2025年12月22日付で発行者によりEVO FUNDへ発行された新株予約権の行使及び2026年5月8日付の譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行等により増加し、上記のとおり162,144,288株となっております。

（３）【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（%）
窪田　良	73,564,254	38.12
窪田アセットマネージメント株式会社	14,285,700	7.40
合計	87,849,954	45.52